



青森県果報

第二千四十九号

平成十四年七月十九日(金曜日)

目次

肥料登録の有効期間の更新	農林水産課	一
土地改良区の定款変更の認可	農村整備課	二
建設業者の許可の取消し	八戸県土整備事務所	二
右 同	十和田県土整備事務所	二
右 同	同	二
出先機関	同	二
土地改良区の役員の退任	三戸林地事務所	三
右 同	西林地事務所	三
道路の位置の指定	農林水産所	三
特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示	十和田県土整備事務所	三
教育委員会	同	三
青森県立郷土館規則の一部を改正する規則	文化課	四
青森県立郷土館規則施行規程の一部を改正する訓令	同	四
公安委員会	同	四
型式の検定適合遊技機	生活安全課	六

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成十四年七月十一日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年七月十九日

青森県知事 木村守男

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分(パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三〇四号	加工家畜糞	加工鶏糞A	窒素全量 二・五 リン酸全量 二・五 加里全量 一・〇	公定規格 のとおり	株式会社商栄 弘前市大字町田字三千 三〇一の九
青森県第三〇五号	加工家畜糞	加工鶏糞B	窒素全量 二・五 リン酸全量 二・五 加里全量 一・〇	公定規格 のとおり	

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、佐井村土地改良区の定款の変更を平成十四年七月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年七月十九日

青森県知事 木 村 守 男

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年七月十九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社木村工務店
- 二 代表者の氏名 木村 謙一
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字大蛇長根五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・九）第一六一一九号
- 五 取消年月日 平成十四年七月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 タイル・れんが・ブロック、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 平成十四年七月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年七月十九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 職別建設企業組合
- 二 代表者の氏名 佐々木 廣志
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市南町四丁目三一の三五七六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一二）第一一九九号
- 五 取消年月日 平成十四年七月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 土木、左官工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 平成十四年六月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年七月十九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社升澤組
- 二 代表者の氏名 千葉 成造
- 三 主たる営業所の所在地 野辺地町字野辺地二八五の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第三七八七号
- 五 取消年月日 平成十四年七月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 平成十四年六月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、下長土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年七月十九日

三戸地方農林水産事務所長 平野 隆 夫

役員の内任	氏名	住 所	退任の年月日
理事	大久保幸喜	八戸市大字糠塚字柳ノ下九	平成十四・六・一五

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年七月十九日

西地方農林水産事務所長 小林 雅 彦

役員の内任	氏名	住 所	退任の年月日
理事	野宮 秀徳	西津軽郡車力村大字豊富字千貫三一	平成十四・二・二五

十和田県土整備事務所告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び

三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月十九日

十和田県土整備事務所長 上原 佳 三

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
三沢市南町一丁目三二の三八七〇	一〇四・八三メートル	六・〇〇メートル	平成十四・七・八
	七・七五メートル	九・四三メートルから九・九〇メートル	

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年七月十九日

十和田県土整備事務所長 上原 佳 三

一 特定役務の名称及び数量

- 1 工事番号 債第三・二二号
- 2 工事名 国道一〇三号道路改良工事
- 3 工事場所 上北郡十和田湖町大字宇樽部地内
- 4 工 種 土木一式工事

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 1 名 称 十和田県土整備事務所

- 2 所在地 十和田市西十二番町二〇の二二

三 契約の方法

- 一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十四年五月八日

五 落札者の名称及び住所

間組・竹中土木・田中建設・田中組・工組特定建設工事共同企業体株式会社間組

東京都港区北青山二丁目五の八

株式会社竹中土木

東京都中央区銀座八丁目二の一

田中建設株式会社

十和田市東一番町二の五〇

株式会社田中組

十和田市稲生町一三の二

株式会社工組

十和田市西二番町一三の二二

落札金額

三十一億八千五十万円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十四年三月二十五日

教 育 委 員 会

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則

青森県立郷土館規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を次のように改める。

2 館長は、ホールの利用が博物館の目的にふさわしい資料展示、講習会、研究会等のためであつて、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第四条の規定により、使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする。

一 専ら小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特殊教育諸学校の児童、生徒並びに前項第三号から第七号までに規定する者を対象とする事業のために利用するとき 使用料の全部の額

二 地方公共団体又は芸術文化の振興を目的として活動している団体が利用するとき 使用料の二分の一の額

三 前二号に掲げるもののほか、館長が特に使用料の免除を必要と認めるとき 使用料の二分の一の額

附 則

1 この規則は、平成十四年八月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に受けているホールの利用の許可に係る使用料の免除については、なお従前の例による。

青森県教育委員会訓令甲第十号

庁 内 一 般
青 森 県 立 郷 土 館

青森県立郷土館規則施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年七月十九日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県立郷土館規則施行規程の一部を改正する訓令

青森県立郷土館規則施行規程（昭和四十八年七月青森県教育委員会訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二項に規定する団体がホールを利用する」を「第二項によりホール使用料の免除を受けようとする」に改め、同条第二項中「適当と認めた場合は」を削り、「ホール使用料免除決定通知書」を「ホール使用料免除に関する決定通知書」

〒

探川町

住所

団体名

住所

代表者氏名

(団体の場合は名称及び代表者氏名)

〒

「団体の設置目的を確認する文書(定款、寄附行為、会則等)」

殿

「1 団体の目的、事業、組織及び活動歴を明らかにする文書(定款、寄附行為、会則等)」

青森県立郷土館長 印

2 事業の主旨、実施方法を明らかにする文書(事業計画書等)

3 事業の収入及び支出の種類並びにその額を明らかにする文書(収支計画書等)」

〒

探川町

第4号様式

ホール使用料免除に関する決定通知書

年 月 日

年 月 日付で申請のあったホール利用に係る使用料の免除については、下記のとおり決定したので通知します。

記

利用の目的				
利用ルール	1 大ホール	2 小ホール		
利用期間	年 月 日から	年 月 日まで		
利用時間	午前・後 時から	午前・後 時まで		
条例に基づく使用料の算定額	円			
免除決定内容	<input type="checkbox"/> 免除しない			
	<input type="checkbox"/> 免除する		<input type="checkbox"/> 1 / 2 <input type="checkbox"/> 全部	
	免除割合		円	
	免除額		円	
免除後の使用料の額		円		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

附 則

- 1 この訓令は、平成十四年八月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県立郷土館規則施行規程第四条第一項の規定に基づくホール使用料免除申請書の様式は、この訓令の施行の日以後の青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表第二号に掲げる施設の利用に係るホール使用料の免除について、この訓令の公布の日以後に申請するものから適用する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年七月十九日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRドラムクラッシュ	株式会社サンセイアールアンドデイ
"	CRドラムクラッシュV	"
"	CR・ほつかほか銭湯Y	株式会社平和
"	CR・ジェットキッズK	"
"	ジェットキッズR	"

"	CRパワフル球ちゃん	株式会社ミズホ
"	CRドキドキステーションX	株式会社メーシー販売
回胴式遊技機	セブンスヘブン・30	テクノコーシン株式会社
"	ゴールドアンドゴールド	株式会社オリンピア
"	ストコチンドウチュウ	"

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 奥 印 刷 株 式 会 社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭